サイバー攻撃等を含むハイブリッド戦に対応した 安全保障体制の確立を求める意見書(案)

年 月 日

衆 院 長 議 議 参 院 議 長 議 内閣総理大臣 あて 法 務 大 臣 防 大 衛 臣

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

記

現在も、地球上には戦争や紛争が絶えない。恒久平和のため、今後も戦争等を抑止する努力は続けていかなければならないが、その一方で、我が国が戦争等に巻き込まれる事態は常に想定しておく必要がある。

現代においては、サイバー攻撃や国籍を隠した不明部隊による作戦等を複合的に用い、軍事と非軍事の境界を意図的に曖昧にした現状変更の手法である、いわゆるハイブリッド戦が採られることにより、純然たる平時でも有事でもない幅広い状況下において、自国の主張・要求の受入れを強要しようとする行為が継続的に行われることがある。

日本の主権と領域を守るためには、我が国固有の領土等に対する直接的な武力攻撃への対応はもとより、ハイブリッド戦への周到な備えが必要であるが、 国民の間では未だ危機意識が醸成されているとは言い難い。

よって、本県議会は、国会及び政府において、国家の安全保障の重要性に関して国民の理解促進に努めるとともに、国民の安全・安心な暮らしの確保に向け、関連する法整備を行うなど、サイバー攻撃等を含むハイブリッド戦に対応した安全保障体制を確立するよう強く要請する。